AKI

Aozora

あおぞら キー インフォメーション

2018年 10月 VOL.156

あおぞら人事・労務サポート 発行

# **Key Information**

# 1. 最低賃金が3年連続で3%増加へ ~平成30年度10月より~

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年(平成30年)度の地域別最低賃金額改定の目安を公表しました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は26円(昨年度25円)、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば874円(同848円)となります。また、引上げ率は3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

各都道府県に適用される目安のランクは以下の通りです(都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています)。

- ・Aランク(+27円)……埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
- ・Bランク(+26 円)……茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
- ・Cランク(+25 円)……北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
- ・Dランク(+23 円)……青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

#### 平成30年度の最低賃金

地域	最低賃金額(円)
全国平均	(848)
東京	(958)
神奈川	(956)
千葉	(868)
埼玉	(871)

※ ( )は昨年度の最低賃金額



# 2. 正規雇用・非正規雇用の待遇差に関する最高裁判決

【厚生労働省資料】https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722\_00001.html

前回に続き、労働契約法(以下、労契法)20条で定める「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」をめぐり6月に下されたもう一つの最高裁判決:長澤運輸事件(最高裁第2小法廷平成30年6月1日)を取り上げます。この事件では、定年退職後の嘱託乗務員(職務の内容と配転等の範囲は正社員と同じ)には、歩合給が支給され能率給と職務給が支給されないこと(構成が、正社員は基本給+能率給+職務給であるのに比べ、嘱託乗務員は基本賃金+歩合給)等が不合理な相違と主張されました。

最高裁は、定年後再雇用であることは、その制度の該当者が長期雇用を予定しない、一定の要件を満たせば老齢厚生年金を受給できるなどの事情から、労契法20条でいう

相違の判断要素である「その他の事情」として考慮されることになる、とし、また、相違の不合理性の判断においては、賃金総額の比較ではなく賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものとして表の判断を示しました。また、精勤手当を含めた時間外手当の請求については、嘱託乗務員の労働契約上には精勤手当の定めがなく、この相違が労契法 20 条違反であるとしても正社員と同一の労働条件になるものではない(ただし、損害賠償の枠組みはある)、との判断になりました。

### ● 編集後記 ●

千葉、埼玉の東京との県境エリアの事業主さんは東京の最賃に習わないと人が集まらず大変な様子です。そしてついに来年、東京・神奈川は 1.000 円を超えますね…。(秋山)

#### ■■長澤運輸事件で示された賃金項目の相違の可否■■

能率給※1	不合理でない:基本賃金が定年前より増額し、歩合給の 係数が能率給より高く、老齢厚生年金(報酬比例部分)
職務給※2	の支給開始まで調整給が支給されているため。
精勤手当	不合理:皆勤を奨励する必要性に相違がないため。
住宅手当	不合理でない:正社員に幅広い年代の労働者がいる一方、嘱託乗務員は定年退職者であり、老齢厚生年金支
家族手当	が、幅記来務員は定年返載者であり、名師序至年並又 給開始まで調整給が支給されているため。
役付手当	不合理でない:上告人が主張する年功給・勤続給的性 格のものということができないため。
賞与	不合理でない:嘱託乗務員が、定年退職に当たり退職金の支給を受けるほか、老齢厚生年金の支給を受けることが予定され、報酬比例部分支給開始まで調整給の支給があること、年収が定年退職前の79%程度と想定され、賃金体系が収入の安定に配慮しながら労務の成果が反映されやすい内容であるため。

※1:月稼働額×車種に応じた係数を支給。※2:車種に応じた額を支給。

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野統括支部)